



ウエル・タウン(仮称)
~横浜コミュニティサイト~

2月より実証実験スタート！

簡単！便利！
地域活動情報を
発信できる！

『ウエル・タウン（仮称）～横浜コミュニティサイト～』は
市民団体の皆さまの**ボランティアの募集やイベント告知**などが
簡単にできるWEBサイトです。

実証実験期間 令和6年2月～5月

青葉区・都筑区で実証実験開始！

(実証実験の結果を踏まえ本格稼働を目指します)

速報！

令和6年2月1日リリースに先行して
操作&登録説明会を開催します！

(機能や説明会の詳細は裏面をご確認ください)

【申込フォームQRコード】

電話・Eメールでもお申込みいただけます

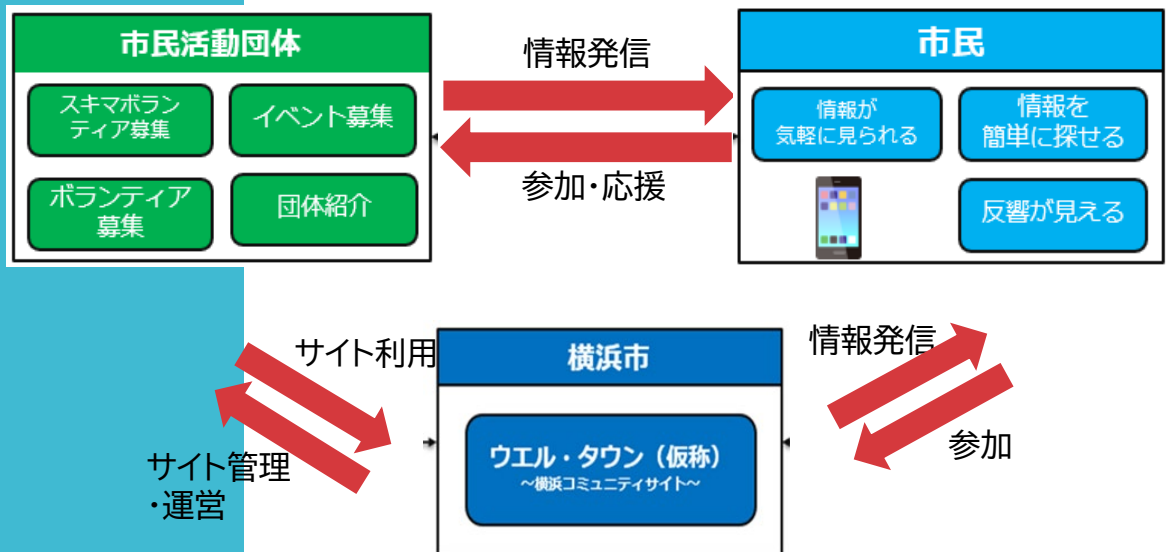


・企画・運営 市民局市民協働推進課・デジタル統括本部デジタルデザイン室
都筑区地域振興課・青葉区地域振興課

・問合せ先 市民局市民協働推進課 電話045-671-4734 Eメール sh-shiminkyodo@city.yokohama.jp

ウエル・タウン(仮称)の4つの特徴

- その1 **スマホ**で**簡単に**情報を発信できる！
- その2 **幅広い世代**に**すぐに**情報が届く！
- その3 サイトを見た方の**反響や応援の声が確認**できる！
- その4 操作説明会と電話オペレーターのサポート体制で、
安心して広報PRをデジタル化できる！



登録&操作説明会

| | |
|----------|--|
| 日時 会場 | 令和6年2月16日(金) 14時から16時(受付15分前) 青葉区役所4階 407会議室 令和6年2月19日(月) 10時から12時(受付15分前) 都筑区民活動センター |
| 対象 | 1月も開催を予定しています。希望される方は参加可能ですので、是非お申込みください。 令和6年1月27日(土) 10時から12時(受付15分前) 青葉区区民活動支援センター 令和6年1月28日(日) 14時から16時(受付15分前) 都筑区民活動センター |
| 費用 | 自治会町内会、公園愛護会、登録団体、青葉区区民活動支援センター・都筑区民活動センター登録団体 |
| 持ち物 | 無料 (参加費・登録費 無料) |
| 申込方法 | パソコン・スマートフォンなどインターネットに接続可能な端末、筆記用 (パソコン・スマートフォンは十分に充電が出来ているか、ご確認ください) |
| | 電子申請、メール、電話のいずれかでお申込ください。なお、お申込の際は、 <u>参加希望日、団体名、参加人数(各団体2名まで)、活動拠点地区(青葉区、都筑区)</u> をお伝えください。 |

<申込先>
 市民局市民協働推進課 電話 045-671-4734 (受付時間: 平日9時~17時)
 Eメール sh-shiminkyodo@city.yokohama.jp

申込期日 参加希望日の2営業日前まで

あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について

1 ダイレクトメール発送について

災害発生時に一人では避難が困難な要援護者の避難支援を円滑に進めるためのシステムである「あおば災害ネット」の登録促進のため、対象の方へダイレクトメールを2月下旬頃に発送いたします。今年度は、「支えあいカード」未登録者全員にダイレクトメールを発送するため、登録者の増が見込まれます。民生委員から「支えあいカード」のコピーの提供がありましたら、登録者情報の確認と安全な管理をお願いいたします。

2 あおば災害ネットについて

あおば災害ネットに関する基本的な資料を配布しますので、是非ご一読いただきますようお願いいたします。

会長が交替される際には「支えあいカード」とともに引継ぎをお願いいたします。

今月の自治会・町内会配送ルートにて、各自治会・町内会長の皆様に下記資料を1部ずつ送付いたします。

- 1 (1) あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について
- (2) ダイレクトメール同封の案内文
- (3) ダイレクトメール同封の返信用ハガキ
- 2 (1) あおば災害ネット「支えあいカード」について
- (2) 支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点
- (3) あおば災害ネットリーフレット

| | |
|-------|-------------------------|
| 問合せ先： | ○地域防災拠点や防災に関すること |
| | 総務課 Tel (978) 2213 |
| | ○民生委員に関すること |
| | 福祉保健課 Tel (978) 2433 |
| | ○「支えあいカード」の作成に関すること |
| | 高齢・障害支援課 Tel (978) 2444 |

あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について

平成 20 年 3 月にスタートした「あおば災害ネット」は、自治会・町内会、民生委員児童委員等関係者の皆様のご尽力・ご協力により、地域の中で取組を進めていただいているところです。

今年度は、「支えあいカード」未登録者全員に、要援護者の災害への備えの一環として登録促進のためのダイレクトメールを発送します。発送後の流れは次のとおりです。

ダイレクトメール発送と発送後の流れ

1 ダイレクトメールの発送

災害時要援護者リスト^{*1}に掲載されている方（施設入所者を除く）で、「支えあいカード」未登録の方を対象として、登録を促すためのダイレクトメールを、2 月下旬頃に発送します（発送件数約 7,000 通）。例年は新規リスト掲載者のみを対象としていますが、今年度は未登録者の方全員にお送りしています。

2 ダイレクトメール発送後の流れ

① 登録を希望される方から区役所への連絡（はがき^{*2}の返送）

↓

② 区役所は毎月の区民児協にて、登録希望者の情報を、各地区の会長へ提供

↓

③ 各地区の会長は地区定例会にて、担当地区の民生委員児童委員へ提供

↓

④ 担当地区の民生委員児童委員は順次、登録希望者を訪問し、希望者については「支えあいカード」を作成し区役所へ提出

↓

⑤ 区役所は原本を保管し、コピーを 4 部（自治会・町内会分、民生委員児童委員分、地域防災拠点分、本人分）民生委員児童委員へ提供

↓

⑥ 民生委員児童委員から各自治会・町内会長、民生委員児童委員、地域防災拠点運営委員長、本人へコピーを提供

※1 災害時要援護者リスト

災害時要援護者のうち、次のいずれかに該当する方の個人情報を記載した一覧で、大規模等災害発生時には各地域防災拠点に提供されるものです。

- (1) 介護保険の介護度が要介護3以上の方
- (2) 全員が65歳以上の世帯で、いずれも介護保険の介護度が要支援以上の方
- (3) 介護保険の介護度が要介護2以下で、認知機能の低下のある方
- (4) 障害福祉サービスを受給されている方（身体障害、知的障害、難病患者）
- (5) 聴覚、視覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1～3級の方
- (6) 療育手帳（愛の手帳）判定基準表A1又はA2の方

※2 返信用はがき

対象者には、ダイレクトメールで別紙のようなご案内と返信用はがきを送付します。

※3 参考

令和5年11月末現在、「支えあいカード」の登録者数は2,799人です。

「支えあいカード」作成のご案内について

あおば災害ネット(青葉区災害時要援護者避難支援システム)

ご案内が到着した方へ

このご案内は、令和5年9月末時点において、裏面の要件に該当する方を対象にお送りしています。それ以降に死亡・転居等により該当されなくなった方や、すでに「支えあいカード」を作成された方は、お手数ですが、廃棄していただきますようお願い申し上げます。

※ 夏に横浜市一人暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業で、区役所から、はがきをお送りした方もおりますが、今回ご案内するのは別の事業です。

青葉区では、震災等の災害発生時に、お一人では避難が困難な要援護者(ご高齢の方や障害のある方等)の円滑な避難支援を進めていくための「あおば災害ネット」を運用しており、地域における災害発生時の安否確認や避難支援の備えとしていただいております。

この「あおば災害ネット」では、要援護者ご本人の申し込みにより、地区を担当する民生委員等がご自宅を訪問し、ご本人の状況等に関する情報を記載した「支えあいカード」を一緒に作成します。

作成後は、自治会・町内会役員、地域防災拠点運営委員、民生委員、区役所の4者がそれぞれ「支えあいカード」を保管します。

詳しくは、同封のリーフレットをご参照ください。

「あおば災害ネット」の趣旨をご理解の上、「支えあいカード」の作成を希望される方は、同封のはがきに「住所・氏名・電話番号・生年月日」をご記入の上、青葉区役所あてにご返信ください。

後日、地区を担当する民生委員等からご連絡の上、訪問いたします。

裏面もご確認ください

対象となる方

このご案内は、令和5年9月末時点において、以下の要件に該当するご自宅にお住まいの方を対象にお送りしています。

| |
|--|
| ①介護保険の介護度が要介護3以上の方 |
| ②全員が65歳以上の世帯で、いずれも介護保険の介護度が要支援以上の方 |
| ③介護保険の介護度が要介護2以下で、認知機能の低下のある方 |
| ④障害福祉サービスを受給されている方 (身体障害、知的障害、難病患者) |
| ⑤聴覚、視覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1～3級の方 |
| ⑥療育手帳(愛の手帳)判定基準表A1又はA2の方 |

令和6年2月

【問い合わせ先】

総務課庶務係(地域防災拠点や防災に関すること) 電話 978-2213 FAX 978-2410

福祉保健課運営企画係(民生委員に関すること) 電話 978-2433 FAX 978-2419

高齢・障害支援課高齢・障害事務係 電話 978-2444 FAX 978-2427

(「支えあいカード」の作成に関すること)

登録を希望される方は、対象となる方の住所・名前・電話番号・生年月日のご記入をお願いいたします。
ご返信いただいた方に、後日地区を担当する民生委員・児童委員等が訪問いたします。

**あおば災害ネット
(青葉区災害時要援護者避難支援システム)
「支えあいカード」の作成を希望します。**

記入日 年 月 日

ご住所 青葉区

(ふりがな)
お名前

お電話

生年月日

- ※ このはがきは、区役所を通じて民生委員・児童委員等が受け取ります。ご返信の際には、同封の情報保護シールを貼付してください。
- ※ 夏に横浜市一人暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業で、区役所から、はがきをお送りした方もおりますが、今回ご案内するのは別の事業です。

あおば災害ネット「支えあいカード」について

災害時に一人では避難が困難な要援護者（高齢者や障害者等）を支援するために、青葉区では要援護者の情報をあらかじめ地域で共有するための仕組みとして「あおば災害ネット」を推進しています。

登録を希望する要援護者の「支えあいカード」を作成し、情報共有のために関係者にお渡ししています。要援護者支援には、民生委員、自治会・町内会、地域防災拠点及び区役所が日頃から連携しながら体制を整えることが大切です。下記概要と別添のリーフレット及び「支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点」を改めてご一読いただきますようお願いいたします。

1 要援護者に地域の支援が必要な理由

過去の大きな災害では、生き埋めや閉じ込めから助かった人の大半が自助・共助により命を取り留めました。普段在宅で生活している要援護者は自助が難しいケースが多いため、発災直後においては、共助＝「地域による助け合い」が特に大きな意味を持ちます。

2 支えあいカードの目的

地域のつながりの希薄化・弱体化が進んでいる現代において、個人情報に配慮しながら、いざという時に備えて、災害時に一人では避難が困難な方の情報を地域で事前に共有することを目的としています。

3 支えあいカード関係者それぞれの主な役割

- (1) 自治会・町内会 → 近隣による助け合いの体制づくり、発災時の助け合い
- (2) 民生委員 → 支えあいカード作成・更新、関係者への（写）の配付
- (3) 地域防災拠点 → 発災時の助け合い
- (4) 区役所 → 支えあいカード原本の保管

4 支えあいカードの活用例

- (1) 平常時
 - ア つながり作り
 - ・ 訪ねてみる（顔合わせ）
 - ・ 地域の催しへの参加声かけ 等
 - イ 防災訓練
 - ・ 防災関係者（担当者）による要援護者の居住地確認
 - ・ 要援護者宅から地域防災拠点までの経路・避難方法の確認
 - ・ 地域防災拠点における要援護者の居住スペースの確認 等
- (2) 発災時
 - 可能な範囲での要援護者の安否確認、救助 等

支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点

平成 29 年施行の改正個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）により、「支えあいカード」も同法の適用を受けるようになりました。そのため、「支えあいカード」の個人情報の取り扱い上の注意点をまとめました。

1 基本的な考え方

個人情報保護法の基本的ルールは「自分の情報がどこでどのように扱われるか自分で決められること」です。言い換えれば、本人が知らない間に個人情報が保有・利用・提供・紛失等されることが無いように配慮・対応するということです。

2 個人情報保護法上の取扱事業者の主な義務

- (1) 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて本人に伝えること（第 15 条、第 18 条）
- (2) 個人情報は決めた目的以外のことには使わないこと（第 16 条）
- (3) 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること（第 23 条）
- (4) 健康状態や障害等の「要配慮個人情報」は本人の同意を得て取得すること（第 17 条）
- (5) 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」に応じること（第 28 条、29 条）
- (6) 取得した個人情報は安全に管理すること（第 20 条）

3 支えあいカードの取り扱い上の注意点

- (1) 支えあいカード（あおば災害ネット）の趣旨（目的）以外では使用しない。
支えあいカードは、災害発生時に要援護者の安否確認・情報伝達・救出救護・避難誘導が近隣の助け合いのもとに円滑に進むよう地域があらかじめ当該世帯を把握することを目的としています。
- (2) 支えあいカードに記載されている地域の関係者以外には情報を提供しない。
それ以外の第三者に提供する必要が生じた場合は、必ず本人の同意を得る。
支えあいカードに記載されている地域の関係者は次のとおりです。
 - ・自治会・町内会役員（班長等を含む場合が多い ※各自治会の規約による）
 - ・民生委員・児童委員 ・地域防災拠点運営委員 ・区役所
- (3) 紛失や漏えい等を防ぐため、専用のフラットファイル等に綴じ、鍵のかかる場所に保管するなど安全に管理する。
専用のフラットファイル（背幅 15mm ピンク）は、以前、各自治会・町内会に配付しています（足りない等ありましたら、下記までご連絡ください）。

※自治会・町内会長が交替される場合は、確実な引継ぎをお願いいたします。

災害時のお役立ち情報

災害時の備えとして、ご活用ください。

青葉区防災アプリ

横浜市青葉区の災害・緊急情報を取得できるアプリです。



『FM++(エフエムプラプラ)』は災害情報や緊急情報をPUSH配信により取得できる無料ラジオアプリです。

FMサルース 検索
FMプラプラ 検索

こちらの二次元コードからダウンロードページへアクセス!



このアプリに関するお問い合わせ 横浜コミュニティ放送株式会社 (FMサルース) ☎330-5322

Net119

聴覚・言語機能障害のある方が音声によらない緊急通報ができるアプリです。



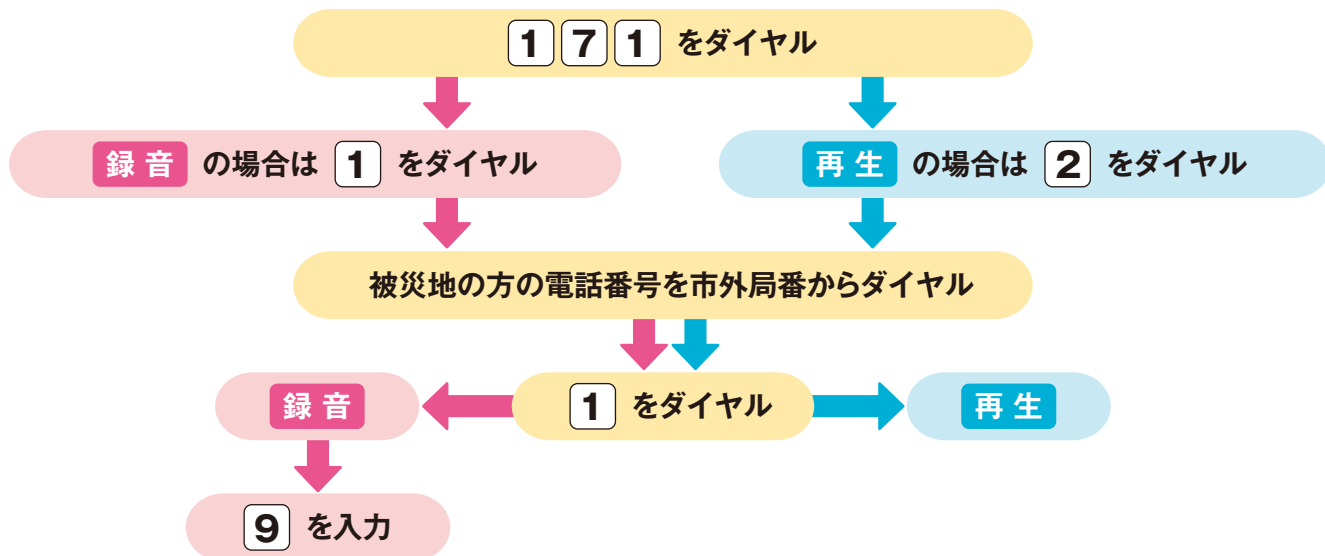
このアプリに関するお問い合わせ 横浜市消防局司令課 ☎334-6725 FAX:334-6720

災害用伝言ダイヤル

災害時に被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

ご利用方法

- 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生をおこなってください。
- 録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っている全ての方が聞くことができます。



あおば災害ネットのお問い合わせ

※制度概要のお問い合わせは、どの担当でも承ります。

令和3年3月発行

民生委員に関することは

福祉保健課 運営企画係
☎978-2433
FAX:978-2419

地域防災拠点や防災に関することは

総務課 庶務係
☎978-2213
FAX:978-2410

福祉・介護サービス等に関することは

高齢・障害支援課 高齢・障害事務係
☎978-2444
FAX:978-2427

青葉区災害時要援護者避難支援システム

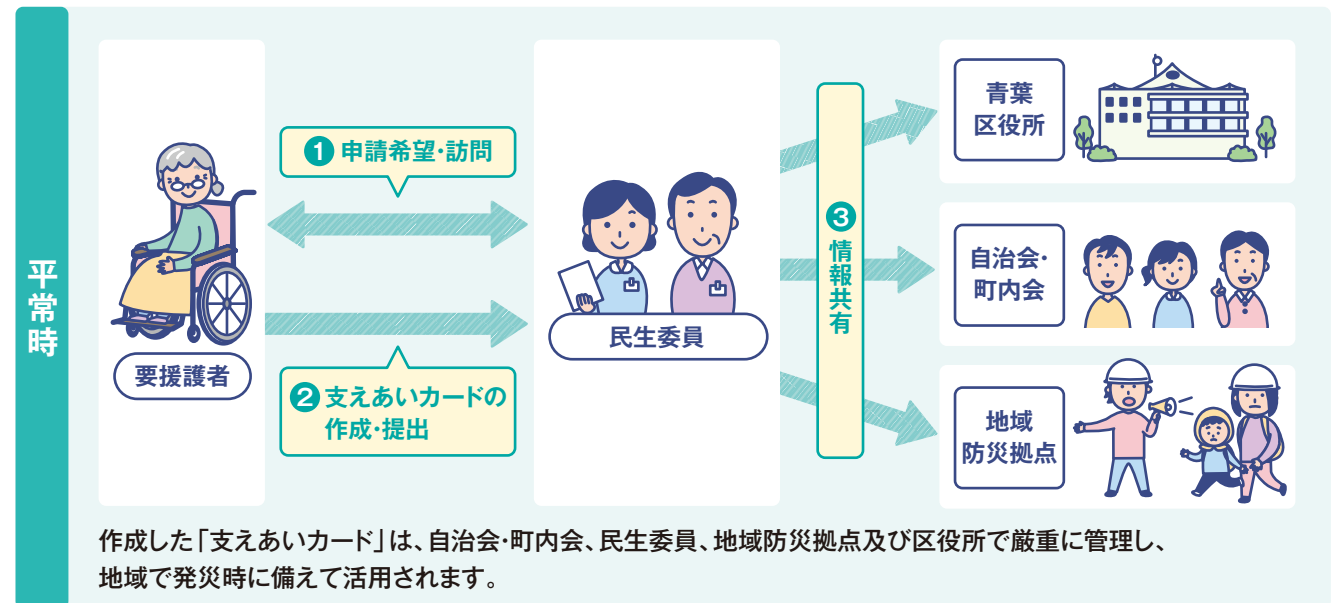
あおば災害ネット



「あおば災害ネット」は、災害発生時、要援護者（お一人では避難が困難な高齢の方や障害のある方等）の安否確認や避難誘導が近隣の助け合いのもと円滑に進むよう、地域であらかじめ該当世帯を把握するものです。

大規模な災害が発生した時、救出救助をはじめ、行政からの支援は皆さんのもとへすぐは届かない場合があります、特に災害発生直後の避難支援には地域の協力が欠かせません。

登録を希望する方へは、民生委員がご自宅を訪問し、一緒に「支えあいカード」を作成します。このカードにより、支援が必要な要援護者の情報を地域が共有し、災害に備えることを目的としています。



申請から登録までの流れ

STEP 1

申請希望

対象となる方は、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、家族が働いていて日中は一人、認知症や障害がある等、災害時の避難に不安を感じている方です。

希望される方は、地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係(☎978-2433)へ連絡ください。

STEP 2

民生委員と一緒に「支えあいカード」の作成

ご自宅に民生委員が訪問し、かかりつけ医や支援が必要な状況を聞き取り、緊急時の連絡先等の確認を行って一緒に作成します。

※「民生委員」とは、見守り訪問や地域活動を行う「地域のつなぎ役」です。厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員で区内で約300人が活動しています。



STEP 3

地域で情報共有

作成した「支えあいカード」は民生委員が預かり、区役所に提出されます。その後、原本を区役所で、写しを自治会・町内会、民生委員及び地域防災拠点で、それぞれ厳重に管理します。登録者の情報は集約表にまとめたり、登録者の情報入りの地図を作製したり、防災訓練に利用する等、災害発生時に備えて地域で活用されます。

青葉区では

「あおば災害ネット」の登録者に「あんしん情報ボトル」を配付します。

「あんしん情報ボトル」はプラスチック製の筒で、中に「支えあいカード」の本人控えを入れて、冷蔵庫で保管します。

災害時にはボトル内の情報を避難の際に役立てます。

「あんしん情報ボトル」はこんな活用方法もあります。

保険証のコピー、かかりつけ医の診察券のコピー、お薬手帳のコピー、緊急連絡先なども一緒に保管します。こうすることで災害時だけでなく急病などの際に、救急隊が活用することもできます。かかりつけ医などの医療情報があれば、搬送先の病院との調整に役立ちます。

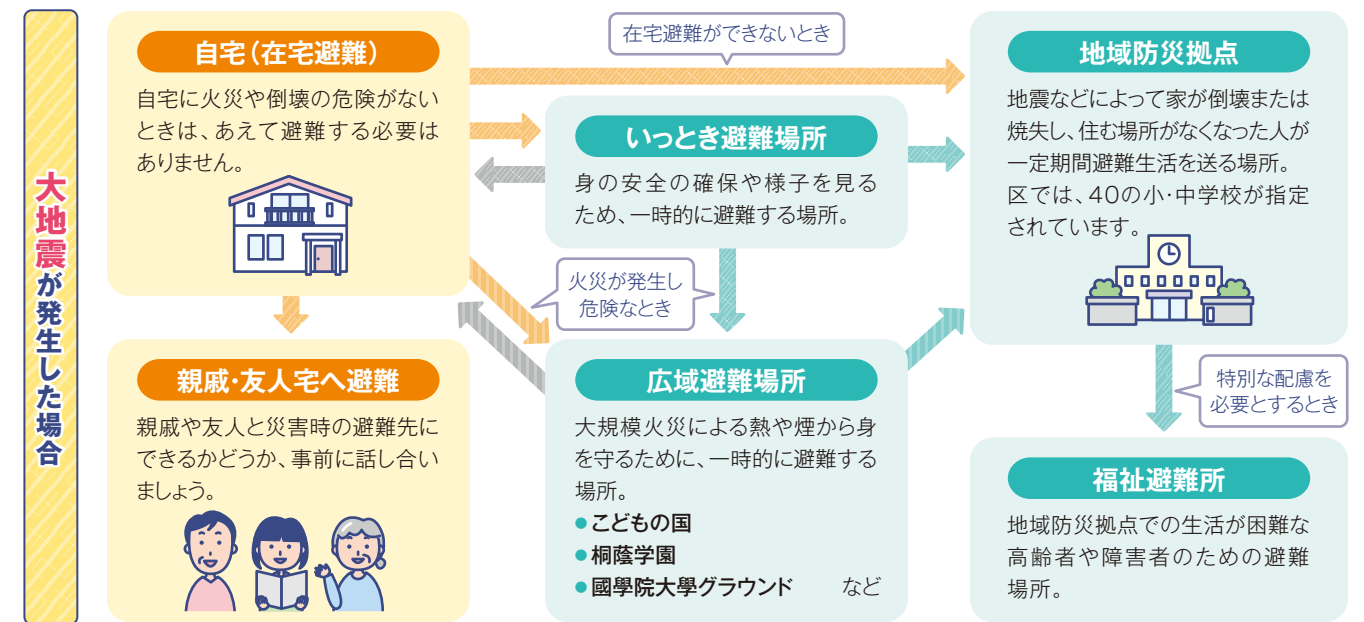


よくあるご質問

- Q** 「支えあいカード」を作成し、あおば災害ネットに登録すると災害発生時に必ず支援を受けることができますか？
- A** 災害時の避難支援等は、「ご近所の助け合い」のもと成り立っています。発災時は、地域の支援者自身が被災する状況も考えられますので、「支えあいカード」に登録された方への支援を必ずしもお約束するものではありません。
- Q** 災害時の支援以外に、日常的な見守りの支援はありますか？
- A** 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び日中独居の方で希望をする方には、民生委員が定期的な訪問をする支援があります。地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係(☎978-2433)へご連絡ください。

もしも今、地震が発生したら？

今後30年以内に横浜市で震度6以上の大地震が発生する確率は、82%といわれています。大地震へ備えるために、できることから始めましょう。



〔参考〕大地震と風水害の避難場所の違いは？

| | 大地震 | 風水害 |
|--------|---------------------------------------|---|
| 避難先 | 市立の小・中学校など地域ごとに指定された「地域防災拠点」 | 市立の小・中学校など安全な経路が確保できる「風水害の避難場所」 |
| 開設基準 | 市内で震度5強以上を観測した場合、区内40カ所に一斉開設 | 3つの状況を基準に避難勧告等を発令、避難場所を開設 状況Ⅰ 土砂災害警戒情報の発表(可能性があるとき) 状況Ⅱ 河川の増水による洪水の発生(恐れがあるとき) 状況Ⅲ 区内全域で多くの被害の発生(恐れがあるとき) |
| 避難の目安 | 家屋の倒壊などにより、自宅で生活ができなくなったとき | 地域に避難情報等の発令や危険を感じたとき |
| 物資の配布 | 被災生活で必要最低限の物資を配布 ※在宅避難者分も地域防災拠点で配布 | 原則配布なし |
| 開設・運営者 | 自治会・町内会が中心の運営委員会、避難者 | 市職員など |

ヨコハマ プラ^{ごみ}5.3計画の策定について【情報提供】

1 趣旨

日頃より、ごみの分別をはじめ、3 R の取組にご協力をいただきありがとうございます。
昨年の 10 月から 11 月に実施しました計画素案に対するパブリックコメント等を踏まえ、
新たにごみ処理計画「ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画」を策定しました。
本計画のもと、プラスチックごみの削減を重点的に進めるとともに、3 R や安定的なごみ
処理に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】脱炭素社会の実現や S D G s の達成に向けて、プラスチック対策や食品ロスの
削減をはじめとした資源循環の取組の推進に、引き続き、ご協力をお願いいた
します。

3 計画の概要

(1) 計画期間

2023(令和 5)～2030 (令和 12) 年度

(2) 目標

燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を 2 万トン削減

(3) 計画名称に込めたメッセージ

目標達成には、市民 1 人あたり年間 5.3kg のプラスチックごみを削減
する必要があります。「5.3」は「ごみ」と読むことができ、市民・事業
者・行政がプラスチックごみ削減に向けて協働し、将来世代に良好な環
境を引き継いでいくというメッセージを込め、「ヨコハマ プラ 5.3 計
画」としました。



計画のロゴマーク

4 その他

広報よこはま 2 月号（市版）への記事掲載など、今後市民の皆様への広報・
周知を行ってまいります。

計画冊子・概要リーフレットのデータについては、市ウェブページに掲載
しております（右の二次元コードよりアクセス）。また、計画の概要リーフ
レットについては、2 月下旬より配布を予定しております。



計画の冊子・リーフレットデータは
こちら

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（7万円）について【情報提供】

1 事業の趣旨

エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に給付金を支給します。

| | |
|------------|---|
| (1) 対象世帯 | 令和5年12月1日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税となる世帯 |
| (2) 支給額 | 1世帯あたり 7万円（1回限り） |
| (3) 申請受付期間 | 令和6年 2月1日から令和6年5月1日まで（必着） |

2 申請手続

申請手続は、対象世帯の状況により異なります。

対象世帯の詳細については、別添チラシをご参照ください。

| 令和5年度 住民税非課税世帯 | 申請手続 | 対象世帯の状況 | 該当する主な世帯 |
|-------------------|------|---------------------------|-------------------------------|
| | 不要 | 「支給のお知らせ」が届く世帯 | 前回、横浜市の給付金（3万円）を口座振込で受給している世帯 |
| | 必要 | 「確認書」が届く世帯 | 前回、横浜市の給付金（3万円）の対象であったが未受給の世帯 |
| 「申請書」の提出が必要な世帯 | | 「支給のお知らせ」や「確認書」の対象とならない世帯 | |

3 本給付金に関するお問合せ

(1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

電話：0120-045-320 FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

【9時～19時。土日祝を除く。2月3日～12日は、土日祝日も実施。】

英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語に対応。

(2) 申請サポート窓口

申請書類の配布や記入支援、制度に関するお問い合わせ対応を行う窓口を **2月1日(木)から各区役所内に開設**します。

【9時から17時まで。土日祝を除く。】

【7万円給付金】横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/R5-7man-kyufu/20231130kyufu7annai.html>



4 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

地域の方からご相談がありましたら、コールセンターや各区の申請サポート窓口をご案内ください。

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当
担当 針替、不破野
電話 045-671-4754 /FAX 045-664-4739

横浜市

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 (7万円)のご案内

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯

非課税世帯

令和5年12月1日時点で横浜市に住民登録があり
世帯全員の令和5年度※**住民税均等割が非課税**の世帯

※令和4年1月1日から令和4年12月31日の間に得た収入が対象

手続きが
必要な世帯

「申請書」の提出が必要な世帯
「確認書」が届く世帯

手続きが
不要な世帯

「支給のお知らせ」が届く世帯

詳しくは裏面へ

住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は**支給対象外**です。

対象外
世帯の例

- ・同居・別居を問わず、親(課税者)に扶養されている一人暮らしの学生
- ・同居・別居を問わず、子ども(課税者)に扶養されている方の世帯
- ・別住所にて単身赴任している夫(課税者)に扶養されている妻と子のみの世帯

給付金の支給額

7万円(1世帯あたり)

「申請書」「確認書」の申請期限 **令和6年5月1日(水)(必着)**

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

給付金の申請手続き

手続きが**必要**な世帯

「申請書」の提出が必要な主な世帯

- 令和5年度非課税相当であっても、市民税・県民税の申告を行っていない方がいる世帯
- 税申告の修正手続きにより令和5年度住民税均等割が非課税になった世帯
- 世帯の中に令和5年1月2日から12月1日までに市外から転入した方がいる世帯
- 令和5年12月1日までに扶養者と離婚、または死別などにより、被扶養者だけが残った世帯

➡ **横浜市ウェブサイトからダウンロード、または区役所で申請書を受け取り、必要書類と一緒に郵送で提出してください。**

「確認書」が届く主な世帯

- 令和5年度に緊急支援給付金(3万円)の受給対象者で、横浜市から受給しなかった世帯かつ世帯全員が令和5年1月1日以前から横浜市に住民登録がある世帯
- 令和5年度に緊急支援給付金(3万円)を金融機関の口座以外で横浜市から受給した世帯

➡ **必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で返信してください。**

手続きが**不要**な世帯

「支給のお知らせ」が届く主な世帯

- 令和5年度に緊急支援給付金(3万円)を金融機関の口座で横浜市から受給した世帯

➡ **記載内容に変更がない場合、手続きは不要です。支給のお知らせに記載の口座に給付金を振込みます。**

※上記は主な世帯を記載していますので、詳細はウェブページをご確認ください。

お問合せ

横浜市
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

0120-045-320

受付時間：9:00～19:00 ※土日祝を除く

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号：0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付期間：2/1(木)～5/1(水)

月～金曜日：9:00～17:00

※12:00～13:00(基本)を除く。



特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

横浜市にふさわしい大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。現在の取組状況と今後の取組について、ご説明させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

お誘いあわせの上ご参加ください。「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

3 特別市に関する地域説明会

区連会の皆様にご協力いただき、各区で順次開催している特別市に関する地域説明会は、これまでに 16 区で開催し、2 月に都筑区と緑区で開催する予定です。

<開催状況>

令和 5 年 12 月末時点

| | 開催日 | 開催区 |
|---|----------|-----|
| 1 | 7 月 19 日 | 瀬谷区 |
| 2 | 8 月 23 日 | 旭 区 |
| 3 | 8 月 29 日 | 中 区 |
| 4 | 9 月 15 日 | 戸塚区 |
| 5 | 9 月 20 日 | 鶴見区 |
| 6 | 9 月 23 日 | 青葉区 |
| 7 | 10 月 3 日 | 南 区 |
| 8 | 11 月 1 日 | 磯子区 |

| | 開催日 | 開催区 |
|----|-----------|-------|
| 9 | 11 月 6 日 | 保土ヶ谷区 |
| 10 | 11 月 13 日 | 西 区 |
| 11 | 11 月 18 日 | 泉 区 |
| 12 | 11 月 29 日 | 栄 区 |
| 13 | 12 月 4 日 | 港北区 |
| 14 | 12 月 5 日 | 港南区 |
| 15 | 12 月 14 日 | 金沢区 |
| 16 | 12 月 19 日 | 神奈川区 |

- <内 容> ○「横浜市が目指す特別市とは」（説明者：山中 竹春 横浜市長）
○ 意見交換・その他

4 国に対する働きかけの状況

(1) 横浜市の取組

国の令和6年度予算編成が終盤を迎えつつある時機をとらえ、国の予算の確保等を図るため、「国の制度及び予算に関する提案・要望書」を取りまとめました。

令和5年11月22日に山中市長が総務省に出向き、「特別市の早期法制化の実現」について、馬場 総務副大臣に対して直接要望しました。



(左から) 山中横浜市長、馬場総務副大臣

(2) 指定都市市長会の取組

令和5年11月21日に指定都市市長会を代表して久元神戸市長（会長）、福田川崎市長(プロジェクトリーダー)が総務省に出向き、「多様な大都市制度の早期実現」について、馬場 総務副大臣に対して直接要望しました。



(左から) 久元神戸市長、馬場総務副大臣、福田川崎市長

5 シンポジウムの開催について

「特別市」の必要性や、「特別市」の実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、広く市民の皆様を対象にシンポジウムを開催します。

(1) 開催概要

日時：令和6年3月9日（土）14時00分～16時00分（開場13時30分）

会場：慶應義塾大学 日吉キャンパス内 協生館2階 藤原洋記念ホール

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

| | |
|----------|-----------------|
| 第1部 基調講演 | 辻 琢也 さん（一橋大学教授） |
| 第2部 座談会 | 山中 竹春 （横浜市長） |
| | 五大 路子 さん（俳優） |
| | 辻 琢也 さん（一橋大学教授） |

(3) 申込方法

3月7日（木）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集いたします。（ファクス（663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

1月の各区の区連会において、シンポジウムの開催についてご案内させていただきます。区連会の説明では、申込方法の詳細を含めてご案内いたします。

また、配送ルート（1月）により、各単位町内会長宛てに案内を送付させていただきます。

【シンポジウム担当】

政策局制度企画課 橋本・鈴木

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561

Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.jp



「特別市」の法制化の 実現に向けて

横浜の未来を創る
～「特別市」シンポジウム～

2024年(令和6年)

日時

3/9(土)

14時00分～16時00分(13時30分開場)

会場

慶應義塾大学
日吉キャンパス内
藤原洋記念ホール

東急東横線・目黒線・新横浜線、
横浜市営地下鉄グリーンライン日吉駅徒歩1分

定員

300人

第1部 基調講演

辻 琢也 さん(一橋大学教授)

第2部 座談会

五大 路子 さん(俳優)

辻 琢也 さん(一橋大学教授)

山中 竹春 (横浜市長)

司会

佐藤 美樹 さん(フリーアナウンサー)

五大 路子 さん



山中 竹春



横浜市
特別市

横浜にふさわしい
都市のかたち
「特別市」



辻 琢也 さん

司会

佐藤 美樹 さん



主催

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

横浜市

お問い合わせ先

横浜市政策局制度企画課

電話 045-671-2952
FAX 045-663-6561

「特別市」の法制化の実現に向けて

～横浜の未来を創る「特別市」シンポジウム～

登壇者プロフィール



五大 路子 さん

俳優

横浜市出身。桐朋学園に学び、早稲田小劇場から新国劇へ。NHK朝ドラ「いちばん星」でデビュー。1996年から「横浜ローザ」を演じ、2015年にNYで上演。1999年「横浜夢座」を旗揚げし、神奈川・横浜から演劇を発信し続けている。映画「DEATH NOTE」「ヨコハマメリー」に出演。著書「-Rosa-横浜ローザ、25年目の手紙」。横浜文化賞、神奈川文化賞、地域文化功労者表彰などを受賞。



辻 琢也 さん

一橋大学大学院法学研究科教授

東京大学大学院博士(学術)
専門分野: 行政学・地方自治論
主な役職: 内閣府「税制調査会」委員、総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、横浜市大都市自治研究会座長、第30次・第31次地方制度調査会委員、指定都市市長会「多様な大都市市制度実現プロジェクト」アドバイザー



山中 竹春

横浜市長

早稲田大学政治経済学部および同大学理工学部卒業、博士(理学)。市長就任までにアメリカ国立衛生研究所(NIH/NIEHS)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長、医学部教授などを歴任。データを活用した自治体経営を進め、「子育てしたいまち」の実現を目指す。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤーなどに就任。

お申し込み方法

1 WEBから

申込み用フォーム▶▶



2 FAXから

045-663-6561

下の「FAX申込用記入欄」に記入のうえご送信ください。

申込締切 | 3月7日(木)

※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(金)までに連絡します。

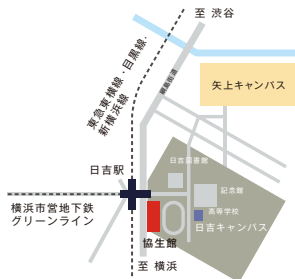
FAX 申込用記入欄

| | | | | | | | | |
|---------|------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| フリガナ | | 性別 | <input type="checkbox"/> 男性 | <input type="checkbox"/> 女性 | <input type="checkbox"/> 無回答 | | | |
| 氏名 | | | | | | | | |
| 年代 | <input type="checkbox"/> 19歳以下 | <input type="checkbox"/> 20代 | <input type="checkbox"/> 30代 | <input type="checkbox"/> 40代 | <input type="checkbox"/> 50代 | <input type="checkbox"/> 60代 | <input type="checkbox"/> 70代 | <input type="checkbox"/> 80代以上 |
| 電話番号 | | メールアドレス | | | | | | |
| 居住地 | <input type="checkbox"/> 1.横浜市()区 | <input type="checkbox"/> 神奈川県内 | <input type="checkbox"/> 神奈川県外 | | | | | |
| アンケート | 1 特別市について、知っていますか? | | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ | | | | |
| | 2 特別市について、質問があれば自由にご記載ください。 | | | | | | | |
| ご希望の方のみ | <input type="checkbox"/> 車いす席 | <input type="checkbox"/> 手話通訳 | <input type="checkbox"/> 筆記通訳 | | | | | |

※参加証はございません。

※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

アクセス



慶應義塾大学

日吉キャンパス内 協生館2階

藤原洋記念ホール (港区日吉4-1-1)

東急東横線・目黒線・新横浜線、

横浜市営地下鉄グリーンライン日吉駅徒歩1分

- 公共交通機関をご利用の上、お越しください。
- 駐輪場はございませんので二輪車でお越しの際は、市営駐輪場等外部駐輪場をご利用ください。
- シンポジウムに関しまして、会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

自治会町内会館脱炭素化推進事業について【概要説明】

1 事業の趣旨

脱炭素社会の実現に向け、地域の皆さまとともに温室効果ガスの削減に取り組んでいくため、地域活動の拠点である自治会町内会館への省エネ設備の導入費用補助制度を新設します。

全ての補助メニューについて、補助率 2/3 で実施しますので、この機会に是非導入をご検討ください。（2月市連会・区連会で詳細をお伝えします。）

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

3 補助概要

| 補助メニュー | 補助率 | 補助上限額 | 製品要件等 |
|--------------------------------|-----|-------|--------------------------------------|
| 照明のLED化 | 2/3 | 60万円 | 検討中 (2月市連会・区連会で、 改めてお知らせいたします) |
| 省エネエアコン導入 | 2/3 | 130万円 | |
| 窓等の断熱化 太陽光発電設備導入 蓄電池導入 ※ | 2/3 | 200万円 | |

※いずれかの実施も可（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）。

補助上限額は、合算上限額

4 対象団体

自治会町内会館を所有する団体

5 申請期間

令和6年3月1日～令和6年9月30日（予定）

6 留意事項

設備導入後、普及啓発の場として会館を使用させていただくことがあります。

令和6年1月22日

地区連合自治会・町内会長
自治会・町内会長

青葉区地域振興課長

自治会・町内会経理担当者向け研修会の開催について（ご案内）

大寒の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから住民組織の代表として地域社会において多方面にわたりご尽力をいただきとともに、市政・区政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自治会・町内会の経理担当者向け研修会を、下記の日程で開催いたします。事前申込みは不要ですので、ぜひご参加ください。

- 1 日 時 (第1回) 令和6年2月21日(水) 19:00～20:30
(第2回) 令和6年2月23日(金・祝) 10:00～11:30
(第3回) 令和6年5月中旬～6月下旬(予定)

※第3回につきましては、日程等決まり次第ご連絡いたします。

- 2 会 場 青葉区役所 4階 会議室
(青葉区市ケ尾町31-4)

- 3 内 容 ・地域活動推進費補助金について
・地域防犯灯維持管理費補助金について
・「町の防災組織」活動費補助金について

※どの回も同じ内容です。

青葉区役所 地域振興課 地域活動係
TEL 045-978-2291
(担当) 久保・中溝

令和 6 年度学校施設活用型コミュニティハウス、青葉スポーツプラザ 及び青葉区区民交流センター（横浜市青葉国際交流ラウンジ）の休館日の 変更について

1 要旨

青葉区内の学校施設活用型コミュニティハウス、青葉スポーツプラザ及び青葉区区民交流センター（横浜市青葉国際交流ラウンジ）は、昨今の物価高騰及び人件費の上昇等により、効率的な施設運営が求められていることから、やむを得ず令和 6 年度から休館日を増やすことといたしました。

このような現状をご理解いただき、今後も施設のご利用をお願いいたします。

併せて、地域におかれましても、周知にご協力いただきますよう、お願いいたします。

2 対象施設及び令和 6 年度からの変更内容

別紙のとおり

3 その他

ウェブページの掲載、施設での掲示等により、主に周知します。

【問合せ】（学校施設活用型コミュニティハウス、
青葉スポーツプラザについて）

青葉区地域振興課スポーツ・施設担当
郡司、五十嵐

（青葉区区民交流センターについて）

青葉区地域振興課文化・コミュニティ係
川崎、八木

TEL：045-978-2297

対象施設及び令和6年度からの変更内容

| 施設名 | 住所 | 現在の休館日 | 令和6年度からの休館日 | 備考 |
|--------------------------------|------------------------|---|---|----|
| 鴨志田コミュニティハウス | 青葉区鴨志田805 鴨志田第一小学校内 | 毎週日曜日(夜間)・月曜日(夜間)・火曜日(夜間) 毎週金曜日、年末年始 | 毎週日曜日(夜間)・月曜日(夜間)・火曜日(夜間)、 毎週金曜日、年末年始、 第四月曜日 | |
| さつきが丘コミュニティハウス | 青葉区さつきが丘8 さつきが丘小学校内 | 毎週月曜日・火曜日、 年末年始 | 毎週月曜日・火曜日、 年末年始、 <u>毎月最終日曜日</u> | |
| 山内コミュニティハウス | 青葉区美しが丘5-4 山内中学校内 | 毎週火曜日・金曜日、 年末年始 | 毎週火曜日・金曜日、 年末年始、 <u>毎月最終日曜日</u> | |
| 桂台コミュニティハウス | 青葉区桂台1-4 桂小学校内 | 毎週火曜日・金曜日、 年末年始 | 毎週火曜日・金曜日、 年末年始、 <u>毎月最終日曜日</u> | |
| すすき野コミュニティハウス | 青葉区すすき野3-4-3 すすき野中学校北棟 | 毎週月曜日・金曜日、 年末年始 | 毎週月曜日・金曜日、 年末年始、 <u>毎月最終日曜日</u> | |
| みたけ台コミュニティハウス | 青葉区みたけ台30 みたけ台中学校内 | 毎週火曜日・金曜日、 年末年始 | 毎週火曜日・金曜日、 年末年始、 <u>毎月最終日曜日</u> | |
| 青葉スポーツプラザ | 青葉区荏田西2-16-1 | 第四月曜日、年末年始 | <u>毎週月曜日・火曜日(祝日の場合は翌金曜日)</u> 、年末年始 | |
| 青葉区区民交流センター (横浜市青葉国際交流ラウンジ) | 青葉区田奈町76 | 第四日曜日・日曜祝日(夜間)、年末年始 | <u>第三日曜日を除く日曜日・日曜祝日(夜間)・毎週月曜日(夜間)・毎週火曜日(夜間)</u> 、年末年始 | |